令和6年度

与謝野町随時監査報告書

令和7年2月

与謝野町監査委員

令和6年度随時監查報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施日 令和7年1月22日(水)
- 3 監査の対象

準公金等並びに公金等の取扱い状況

※準公金等とは、諸団体の会計等を想定しています。公金等は、体育館・公 民館・診療所等の使用料、受診料等の取扱い状況を想定しています。(与謝 野町税等及び公共料金等収納・滞納整理特別対策本部で扱っている町税・公 共料金は今回の監査に含めません)

4 監査の主眼

準公金等の取扱い状況の実態把握

5 監査の実施方法

関係書類の提出を求め、所管課から説明の聴取を行う。

第2 監査対象の所管課と監査結果

1 監查対象課

ア 準公金等について

議会事務局、学校教育課、社会教育課、企画財政課、住民税務課、建設課、福祉課、総務課、農林環境課

イ 公金等について

全課

- 2 監査の結果
 - ア 準公金等について
 - ・ 通帳類の管理について

諸団体の通帳を管理している口座数は58件であり、概ね適正に管理がなされていた。しかしながら、①通帳と届出印鑑を同一人が保管している事案、

②会計年度毎に会計報告書を作成していない事案、③該当団体に残高確認を求めていない事案、④休止中等で実質動きのない通帳等があり、各課によって取扱いが相違している。

イ 公金等について

・使用料等の取扱いについて

使用料・手数料の取扱い業務は78件であった。概ね適正に管理されていた。 しかしながら、受領から会計処理に至る期間がやや長い事案が見受けられた。

第3 意見・要望事項

- 1 通帳類の管理はリスク管理上、全庁的な取扱いを定める等一定のルールを策定して管理することが必要である。
- 2 使用料等については公金取扱いという重要性に鑑み金銭の多少に関わらず、適正な管理に努められることを求めたい。
- 3 上記について、令和7年度から実施する取組とされたい。